

栃木市立栃木中央小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 栃木市の基本理念 ～栃木市いじめ防止基本方針より～

4つの基本理念

- 全ての児童生徒は、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行動します。
- 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促します。
- 保護者は、その保護する児童生徒は、いじめを行うことがないよう規範意識の醸成に努めます。
- 市、学校、家庭、関係機関の連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

3 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止について

- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的に指導を実践する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識して対応する。
- 児童の声に耳を傾け、行動を注視するとともに、些細な兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的に認知して対応する。

- いじめの疑いがあると認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にしておく。

(3) いじめの早期解決に向けて

- 常に、いじめられている児童やその保護者の立場に立った対応を行う。
- いじめられている児童を徹底的に守る。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場で行為をやめさせたことのみをもって解決したと安易に思い込むことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として指導する。
- 保護者に対して、学校組織として十分な説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力していじめ解消に向け取り組めるよう努める。

4 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ不登校対策委員会を組織して校務分掌に位置づけ、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

また、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるか等のチェックを行い、基本方針をはじめとした取組の実効性を検証し改善を図る。

(1) いじめ不登校対策委員会

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、その他関係職員

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- いじめ未然防止に向けての全体計画の立案
- 全体計画の進捗状況の把握と改善
- いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析及び共有
- いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- 校内研修の企画立案

イ 早期発見対策

- いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析及び共有
- 情報交換による児童の状況の共有

ウ いじめ認知時の対応

<事実関係の把握>

- 児童によるアンケート調査、保護者及び地域からの情報等により、いじめの可能性を広く把握し、情報を共有する。
- 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により、組織

的調査を迅速に行う。

<実際の対応>

- 指導、支援の対象を確認し、指導方針を明確にする。
- 指導体制を確立し、被害者及び加害者への適切な支援を行う。

5 具体的対応

いじめ問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、日々の教育活動を実践するとともに、いじめ問題の解決に向け組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上
 - いじめに関する全教職員対象の校内研修の実施
 - いじめに関するチェックリスト等を用いた自己診断
- ② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
- ③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
 - 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動を通し、いじめのない学校づくりに向けた組織的かつ計画的な指導
 - ア 学業指導の充実
 - 帰属意識の高い学級 規範意識の高い学級 互いに高め合える学級
 - 自信をもたせる授業 コミュニケーション能力を育む授業
 - 一人一人の実態に配慮した授業 一人一人が意欲的に取り組む授業づくり
 - イ 道徳教育の充実
 - 豊かな心 人間としての生き方の自覚 道徳性を育成
 - 「とちぎの子どもたちへの教え」などの活用
 - 人としてしてはならないこと、すべきこと
 - 人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成
 - ウ 特別活動の充実
 - 望ましい集団活動を通じた人間関係を築く力の育成
 - 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識
 - 自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実
 - 児童会を中心としたいじめ根絶を呼びかける集会・運動の実践
 - 児童が主体的にいじめ問題について考え、議論して実践する活動への指導
 - エ 人権が尊重された学校づくりの推進
 - 自他の人権の大切さを認め合うことができるような指導の充実
 - 教職員一人一人の人権感覚の高揚と指導への細心の注意
 - いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくり
 - 自分たちでいじめの問題を解決できる力の育成
- ④ 保護者・地域との連携
 - 学校だよりや保護者会、PTA総会、学校ホームページ等を利用した「いじめ防止基本方針」の積極的な公表
 - 学校評価を活用した「いじめ問題への取組」についての分析と改善
- ⑤ インターネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知
- 情報機器の持つ利便性と危険性の理解と適切な使い方についての指導
 - 個人情報をむやみに掲載しない指導の徹底
 - 他人への誹謗中傷を絶対にさせない指導の徹底
 - 有害サイトにアクセスさせない指導の徹底
- 家庭における情報機器の使用についての保護者と協力

(2) 早期発見に関する対応

- ① いじめを相談しやすい体制づくり
- ② 情報交換による共有 毎月1回（職員会議児）の情報共有
- ③ アンケートの実施
- ④ 教育相談の充実
 - 教育相談週間の設定 児童が気軽に相談できる体制整備

(3) 早期解決に向けた対応

- ① いじめ不登校対策委員会による調査
 - 関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等による事実関係の迅速かつ的確な調査
- ② 保護者への報告
 - いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対する速やかな事実報告及び情報共有
 - 双方の保護者に対するいじめの早期解決のための協力依頼
- ③ いじめられている児童及び保護者への支援
 - 徹底的に守り通すことや秘密を守ることができる限りの不安の排除と安全確保
 - 継続した注意と必要な支援
 - いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえた解決方法
- ④ いじめた児童への指導及び保護者への支援
 - 毅然とした態度での指導と自らの行為への責任の自覚
 - いじめの背景への配慮と継続的な指導
 - 学校と保護者での協力した指導
- ⑤ いじめが起きた集団（監修・傍観者）への働きかけ
 - 自分の問題として考えさせる指導 いじめを根絶しようとする態度の育成
 - はやし立てたりいじめを助長したりする行為への指導
 - いじめを見たときの対処についての指導
- ⑥ ネットいじめへの対応
 - ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合の情報の共有
 - 教育委員会との連携 情報の削除等の要請
 - 重大な被害が生じる恐れがあるときの所轄警察署への通報と援助要請
- ⑦ 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄の

警察署との連携

⑧ 重大事態への対応

重大事態の捉え方 ～法第28条第1項より～

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 学校が「いじめ防止対策推進法第28条」により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。

ア 教育委員会への報告 所轄警察署等の関係機関への通報と適切な援助要請

イ 教育委員会と連携した対処 弁護士、医師などの外部専門家との協力

ウ 当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査

エ いじめを受けた児童やその保護者に対する事実関係の説明

オ 当該児童及びその保護者の意向に十分配慮した上での保護者説明会等による全ての保護者に説明と解決に向けた協力依頼

カ 速やかな学校としての再発防止策の策定と学校組織をあげた着実な実践

⑨ いじめの解消について

○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめにかかる行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、校内委員会の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかる行為が止んでいるかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

○ 指導上の留意点

ア いじめが解消に至っていない段階でのいじめられている児童を徹底的に守り安全・安心を確保すること

イ いじめられている児童の支援を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランの策定と確実な実行

ウ いじめが再発する可能性が十分考慮した日常的な注意深い観察

⑩ いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

○ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけた学校評価における目標の達成状況の評価

○ 評価結果を踏まえた学校におけるいじめ防止等のための取組の改善